省　令

○総務省令第八十九号

災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五十四号）の施行に伴い、有線電気通信法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年九月二十六日

総務大臣　新藤　義孝

有線電気通信法施行規則の一部を改正する省令

有線電気通信法施行規則（昭和二十八年郵政省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号ヌ中「第二十八条」を「第十一条」に、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に、「第三十条」を「第十三条」に改める。

附　則

この省令は、災害対策基本法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年十月一日）から施行する。

○総務省令第九十号

災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五十四号）の施行に伴い、電波法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年九月二十六日

総務大臣　新藤　義孝

電波法施行規則の一部を改正する省令

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第二十八号中「第二十八条」を「第十一条」に改める。

附　則

この省令は、災害対策基本法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年十月一日）から施行する。